

住民税申告

役場では、住民税申告のほか、一部の所得税の確定申告も受け付けます。※申告内容によっては受付をお断りする場合があります。
《受付(相談)できない申告》

- 事業所得や不動産所得があるが、収支内訳書が作成できない
- 譲渡所得や配当所得がある(株の譲渡・配当を含む)
- 住宅ローン控除を初めて受ける、連帯債務の住宅ローン控除を受ける
- 申告内容が複雑である場合
- 控除に難済控除、外国税額控除、損失繰越控除がある
- 準確定申告(死亡した人の申告)、過年分の申告、青色申告

日程・対象地区

2月17日(月)～3月17日(月)(土日・祝日を除く)

①8時40分～11時②13時～15時

場町民ホール

●混雑緩和のため地区ごとに申告日を設けております。
なお、対象地区以外の方も申告できます

2月	17日～20日	菅谷
	21日～25日	志賀
	27日	平澤
	28日	むさし台
3月	3日～4日	川島
	5日	鎌形
	6日	遠山・千手堂
	7日	大蔵・根岸・将軍沢
	10日	古里
	11日	吉田
	12日	越畠・勝田
	13日	広野・杉山・太郎丸
	14日～17日	予備日

申告に必要なもの

(全員) ▶マイナンバーカード

(所得に関するもの) ▶源泉徴収票 ▶収支内訳書、帳簿など

(控除に関するもの)

▶生命保険料控除証明書 ▶地震保険料控除証明書

▶医療費控除の明細書

▶寄附金受領証明書

など

対象者

【住民税申告の対象者】

令和7年1月1日現在、嵐山町内に住所を有し、前年中に所得があった人

(前年中に収入が全くない人でも、国民健康保険等の算定などで申告が必要になる場合があります。)

【住民税申告が不要の人】

- 1 税務署に所得税の確定申告書を提出する人
- 2 収入が給与・公的年金のみの人
- 3 町内在住者の「控除対象(同一生計)配偶者」または「控除対象扶養親族」となっている人

※確認方法

扶養主の「確定申告書の控え」や「給与・年金の源泉徴収票」に記載があるか確認してください。

事業所得や不動産所得がある方

収支内訳書がないと受付できません

毎年、申告会場は大変混雑します。
待ち時間の削減や混雑緩和のために、今年も収支内訳書を作成してから、申告会場にお越しください。収支内訳書は、税務課窓口(2月17日～3月17日までは町民ホール前に設置しています)。

※収支内訳書を作成しないで来場される場合は受付前にご自身で作成していただきます。なお、作成の補助などはお待ちの方がいなくなつてからとなりますので、長時間お待ちいただくことが予想されます。収支内訳書の作成ができない方は税務署の申告会場で申告してください。

ふるさと納税ワンストップ特例申請書を提出された方へ

これらの事由に該当する場合、ワンストップ特例制度を申請したふるさと納税の内容を記載した確定申告書を提出する必要があります。
特に、医療費控除等の適用を受けた際に確定申告されると納税の内容を記載した確定申告書に記載したふるさと納税の内容を記載した確定申告書が異なる場合

令和6年分確定申告書に記載したふるさと納税の内容を記載した確定申告書が異なる場合は、ご注意ください。

令和7年3月17日までであります。申告の手続をした

れば、訂正申告をすること

できます。

申告の手続をした

れば、訂正申告をすること

できます。

申告の手続をした